

議案第 1 2 号

岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について

岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

岩倉市国民健康保険税条例（昭和４６年岩倉市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

附則第１４項中「減免」を「減免のうち所得割額の減免」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の岩倉市国民健康保険税条例の規定は、平成３１年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成３０年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。